

静岡県漁港管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第43号

静岡県漁港管理規則等の一部を改正する規則
(静岡県漁港管理規則の一部改正)

第1条 静岡県漁港管理規則(昭和47年静岡県規則第58号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章 (略) 第2章 <u>漁港漁場整備法施行細則</u> (第2条～第9条) 第3章 静岡県漁港管理条例施行規則 (第10条～第23条) 第4章 (略) 附則 (趣旨)	目次 第1章 (略) 第2章 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則</u> (第2条―第9条) 第3章 静岡県漁港管理条例施行規則 (第10条―第23条) 第4章 (略) 附則 (趣旨)
第1条 この規則は、 <u>漁港漁場整備法</u> (昭和25年法律第137号。以下「法」という。)及び静岡県漁港管理条例 (昭和32年静岡県条例第59号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> (昭和25年法律第137号。以下「法」という。)及び静岡県漁港管理条例 (昭和32年静岡県条例第59号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。
第2章 <u>漁港漁場整備法施行細則</u> (許可の申請等)	第2章 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則</u> (許可の申請等)
第7条 法第39条第1項の許可を受けようとする者又は同条第4項の規定による協議をしようとする国の機関若しくは地方公共団体は、 <u>漁港漁場整備法施行規則</u> (昭和26年農林省令第47号。以下「省令」という。) <u>第12条第1項</u> に規定する申請書又は同条第2項に規定する協議書に次に掲げる書類のほか、必要に応じ申請内容を補足する事業計画書、周辺の施設等に及ぼす影響について記載した書類等の説明資料を添付して知事に提出しなければなら	第7条 法第39条第1項の許可を受けようとする者又は同条第4項の規定による協議をしようとする国の機関若しくは地方公共団体は、 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則</u> (昭和26年農林省令第47号。以下「省令」という。) <u>第29条第1項</u> に規定する申請書又は同条第2項に規定する協議書に次に掲げる書類のほか、必要に応じ申請内容を補足する事業計画書、周辺の施設等に及ぼす影響について記載した書類等の説明資料を添付して知事に

ない。

(1)～(3) (略)

第8条 次の各号に掲げる許可又は認可を受けようとする者は、当該各号に定める申請書を知事に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 法第38条の認可 様式第3号による漁港施設利用認可申請書

(4)・(5) (略)

(届出)

第21条 次の各号に掲げる届出をしようとする者は、当該各号に定める届出書を知事に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 条例第18条に規定する届出 様式第18号による入出港届出書 (漁港漁場整備法施行令 (昭和25年政令第239号) 第20条第2項に規定する船舶にあつては、省令別記第5号様式による入出港届)

(4)～(6) (略)

様式第1号 (略)

土地 立入
の 許可申請書
水面 使用

(略)

次のとおり 土地 立入
の をしたいので、漁港
水面 使用

漁場整備法第24条第1項後段の規定により申請します。

(略)

様式第2号 (略)

漁港施設処分許可申請書

(略)

次のとおり漁港施設を処分したいので、漁港漁場整備法第37条第1項の規定により申請します。

(略)

提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

第8条 次の各号に掲げる許可又は認可を受けようとする者は、当該各号に定める申請書を知事に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 法第38条第1項の認可 様式第3号による漁港施設利用認可申請書

(4)・(5) (略)

(届出)

第21条 次の各号に掲げる届出をしようとする者は、当該各号に定める届出書を知事に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 条例第18条に規定する届出 様式第18号による入出港届出書 (漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令 (昭和25年政令第239号) 第20条第2項に規定する船舶にあつては、省令別記第5号様式による入出港届)

(4)～(6) (略)

様式第1号 (略)

土地 立入
の 許可申請書
水面 使用

(略)

次のとおり 土地 立入
の をしたいので、漁港
水面 使用

及び漁場の整備等に関する法律第24条第1項後段の規定により申請します。

(略)

様式第2号 (略)

漁港施設処分許可申請書

(略)

次のとおり漁港施設を処分したいので、漁港及び漁場の整備等に関する法律第37条第1項の規定により申請します。

(略)

<p>様式第3号 (略)</p> <p>漁港施設利用認可申請書</p> <p>(略)</p> <p>次のとおり漁港施設を利用したいので、<u>漁港漁場整備法第38条</u>の規定により申請します。</p> <p>(略)</p>	<p>様式第3号 (略)</p> <p>漁港施設利用認可申請書</p> <p>(略)</p> <p>次のとおり漁港施設を利用したいので、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律第38条第1項</u>の規定により申請します。</p> <p>(略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(公有水面埋立法施行細則の一部改正)

第2条 公有水面埋立法施行細則(昭和49年静岡県規則第43号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(書類の経由及び提出部数)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の書類の提出部数は、令第32条及び<u>漁港漁場整備法</u>(昭和25年法律第137号)第39条第8項の規定に係る書類にあつては6部(昭和3年内務省訓令第239号により協議を必要とする港湾に係る書類及び港則法(昭和23年法律第174号)第3条第2項の特定港に係る書類にあつては、それぞれ1部を加えた部数)、その他の書類にあつては3部とする。</p>	<p>(書類の経由及び提出部数)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の書類の提出部数は、令第32条及び<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>(昭和25年法律第137号)第39条第8項の規定に係る書類にあつては6部(昭和3年内務省訓令第239号により協議を必要とする港湾に係る書類及び港則法(昭和23年法律第174号)第3条第2項の特定港に係る書類にあつては、それぞれ1部を加えた部数)、その他の書類にあつては3部とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県土採取等規制条例施行規則の一部改正)

第3条 静岡県土採取等規制条例施行規則(昭和51年静岡県規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(適用除外)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 条例第14条第1項第2号の規則で定める土の採取等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>漁港漁場整備法</u>(昭和25年法律第137号)第39条第1項の規定による許可に係る土の採取等</p> <p>(7)～(22) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 条例第14条第1項第2号の規則で定める土の採取等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>(昭和25年法律第137号)第39条第1項の規定による許可に係る土の採取等</p> <p>(7)～(22) (略)</p> <p>3 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の静岡県漁港管理規則の規定及び様式により提出されている申請書は、同条の規定による改正後の静岡県漁港管理規則の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。